

第9期嘉手納町老人福祉計画見直しによる
「第10期嘉手納町老人福祉計画」策定業務委託仕様書

1 委託業務名

第10期嘉手納町老人福祉計画策定業務

2 委託業務の目的

老人福祉法第20条の8に基づき、第10期嘉手納町老人福祉計画（令和9年度～令和11年度）を策定するにあたり、高齢者が住み慣れた地域で生きがいを持ちながら地域と信頼関係を構築し生活していけることを目標とする。そのため、これまでの嘉手納町の基本理念や基本目標を踏襲した上で、高齢者の状況を的確に把握し、取り組むべき課題等について具体的方策を国・県・他市町村の動向を踏まえ、幅広い見地から検討するとともに、計画策定にかかる資料収集・作成・調査・分析など計画策定全般に関する業務を委託する。

3 委託業務内容

- (1) 地域で暮らす方の介護保険サービスに関わる町内及び町外の事業所に勤務する福祉領域の専門職の方を対象に専門職アンケートの実施と集計分析
 - ① 調査票等の作成
 - ・対象事業所 約40カ所
 - ② 調査票発送作業
 - ・郵送による配布。郵送料は委託料に含む。
 - ・指定期日までに封入封緘作業を行う。
 - ・発送準備ができたものを郵送する。
 - ③ 調査票回収作業
 - ・返信用封筒による回収（約6割）
 - ④ 回収後の作業
 - ・データの入力、分析、結果報告
- (2) 前年度実施したニーズ調査結果を分析し、本計画に反映
- (3) 高齢者を取り巻く現状と課題の把握
- (4) 現計画の検証
- (5) 必要サービス等の分析
(沖縄県介護保険広域連合からのデータ分析・見える化システム分析含む)
- (6) 本計画策定委員会の運営支援（3回程度）
- (7) 本計画作業部会報酬費(6人×3,000円×5回)及び運営支援

- (8) 本計画素案作成
- (9) その他、業務の目的達成に必要な業務

4 委託業務期間

契約締結から令和9年3月31日まで

5 成果品の納入

- (1) 第10期嘉手納町老人福祉計画 A4版表紙カラー100部
- (2) 第10期嘉手納町老人福祉計画 概要版カラー100部
- (3) アンケート調査分析報告書 A4版1部
- (4) 電子媒体一式(正・副)

6 その他

- (1) 本業務において知り得ることになった個人を特定できる情報については、その秘密を外部へ漏らしてはならない。業務終了後も同様である。この業務に携わるすべての職員にも徹底させること。
- (2) 受託者は、第三者に対し、この業務についての権利を譲渡してはならない。
- (3) 成果品の著作権及び所有権は嘉手納町に帰属する。ただし、本委託業務にあたり、第三者の著作権等、その他の権利に抵触するものについては、受託者が責任をもって処理する。また、嘉手納町の許可を受けずに、他に公表、貸与、使用してはならない。
- (4) 成果品の引き渡し後において、受託者の責に帰すべき誤りが発見された場合は、受託者の負担において速やかに修正すること。
- (5) 業務の進捗に沿って、担当者と十分に打ち合わせを行うこと。
- (6) この仕様書に定めのない業務については、委託者及び受託者で協議によりこれを決める。